

保育施設の実地体験・見学事業実施要領

1 目的

保育士として就労を希望している方や、保育士資格を有しながら保育士として就労していない方などに対して、保育施設等での実地体験・見学を通して、保育現場の状況を把握してもらい、就職に向けての不安等を解消することで、円滑な就業を支援することを目的として実施する。

2 実施主体

実施主体は広島県とする。県は、本事業の一部を適切に実施できると認める団体に委託できるものとする。

3 実地体験参加者の範囲等

(1) 実地体験参加者

県が設置・運営している無料職業紹介所「広島県保育士人材バンク」に登録し、就業支援を受けている保育士・保健師・看護師及び栄養士のうち、保育施設等での実地体験を希望する者（以下「体験者」という。）

(2) 実地体験受入施設・事業所

県内の保育所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設、企業主導型保育事業所を含む。）、認定こども園、放課後児童クラブ、療育施設、子育て支援センター、放課後デイサービスを行う事業所のうち、県が認める施設・事業所（以下「受入施設」という。）

4 実施期間

毎年5月1日～翌年2月28日の間（土日・祝日及び年末年始は除く）

5 申込受付期間

毎年4月1日～翌年1月31日までの間

6 実地体験・見学内容の例

- (1) 自己紹介・園内オリエンテーション
- (2) 園児たちの遊びの補助
- (3) 園児たちの着替え、排せつ等の補助

※ 細菌検査（検便）を行っていない場合は、給食配膳及び食事の補助等は除く。

(4) 職員との交流（現場で働く職員の話、質疑応答、振り返り等）

7 実地体験日数・時間等

体験日数は原則1日で、体験の開始及び終了時間は受入施設が設定する時間とし、日勤時間帯（8時30分から17時15分）の間で3時間以内とする。

なお、体験者と受入施設との合意により、体験日数及び時間を増やすことができる。

8 検便

検便は、原則実施しない。

ただし、給食配膳及び食事の補助等を行う場合、または、体験者が栄養士の場合は実施しなければならない。

9 費用の徴収及び支払い

(1) 体験者から、実地体験・見学に係る費用は徴収しない。

(2) 体験者には、公共機関を利用した場合のみ、実費弁償を支給する。実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例の規定を準用し、一般職の職員に支給する旅費の相当額とし、居住地から計算して、一般職の職員の例により支給する。

(3) 受入施設については、受け入れに係る経費について支給する。

10 保 険

実地体験期間中の体験者は、国内旅行傷害保険に加入する

11 委託先の業務

費用の支払い及び国内旅行傷害保険への加入については、委託先が行う。

12 その他

この要領に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和7年11月20日から施行し、令和7年11月1日から適用する。